



岡本眞利子 議員  
(政清会)



厚生労働省の調査によると、平成24年の「子供の貧困率」は16・3%と過去最悪を更新した。子供たちの健全な成長は、地域・社会の希望であり、社会全体の責務といえる。そこで以下の点について伺う。

(1)子供の貧困の現状について調査、推計等で実態の把握をどのようにしているのか。  
(2)子供の貧困対策に関する大綱により本町が実施している施策の取組状況は。

**町長** (1)町独自に子供の貧困調査を実施してはいませんが、本町における生活保護の世帯数や児童扶養手当を受給している世帯数、就学援助を利用して子供の数、保育料の区分で住民税非課税世帯の世帯数、さらに、地域の民生委員による日ごろの見守り活動を通して、子供の貧困の現状把握に努めている。  
これらの現状から、国が示している調査等と貧困の実態は、ほぼ

**問** 子供の貧困対策をいかに考えるか  
**答** 地域の実情に沿った取組を効果的に推進していく

変わらないものと推測している。  
(2)平成26年8月に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本的な方針として、「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」の四つの柱により取り組むとしている。  
本町としては、各種検診助成事業や私立幼稚園の入園料・保育料の補助、学童保育料の減免、小中学校での就学援助、中学生までの医療費無償化、認可保育所等の保育料の軽減措置などの施策の実施を通して、世帯の生活の基礎を支えし、子供の貧困対策につながるよう努めている。

**問** 地域で取り進む「ひきこもり」の社会復帰支援の方向性は  
**答** 専門家による相談窓口等へのつながりや周知を図る

**問** 厚生労働省は、ひきこもりを「さまざまなる要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたり、ひきこもっている状態」と定義し

ている。そこで以下の点について伺う。  
(1)不就労者、ひきこもりの実態調査、相談件数は。  
(2)ひきこもりの人たちへの支援の今後の方向性は。  
(3)ひきこもりを要因とした生活困窮世帯への支援について、関係機関との連携は。

**町長** (1)対象世帯が限定できないことやプライバシーの問題もあり、実態調査は実施していない。過去3年間で障がいを持つ方から2件の相談、生活困窮に係る相談の中で、ひきこもりの方がいることが判明したケースが7件あった。  
(2)専門家による相談窓口「北海道ひきこもり成年相談センター」や就労に関する相談窓口「おびひろ地域若者サポートセンター」へのつながりや周知を図るとともに、関係機関との協議の場を設置するなど、一人ひとりの状況に応じた相談体制、支援体制の充実に努めていく。

(3)十勝総合振興局が主体となり、

生活困窮者に対し自立相談支援を中心し、住居、就労、家計等の支援が行われている。自立相談支援にはひきこもり問題を抱える方も含まれ、本町において相談があった場合、本人や家族に内容を聞いた中で、自立相談支援機関である「とかち生活あんしんセンター」と連携を図りながら、安心して相談できる環境づくりに努めている。

**再質問** 地域に潜在しているひきこもりを早期に見出し、適切に支援機関に繋ぐことで、自立を促進することになり、本人や家族に対するきめ細やかで継続的な支援が実現できるのではないのか。

**答** 相談窓口があるということをしつかりと周知していく。また、民生委員等も通じて周知したい。

